海外の競争当局が競争法に違反した者に対して命じた

是正措置の内容に関する情報収集事業

企 画 競 争 説 明 書

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室

１　件名

海外の競争当局が競争法に違反した者に対して命じた是正措置の内容に関する情報収集事業

２　発注する業務の内容

仕様書（別紙１）のとおり。

履行期間：契約締結日から令和５年３月１０日（金）まで

契約金額の上限：　１１，０００，０００円（税込み）

３　企画競争への参加資格

⑴　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和０４・０５・０６年度における内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑷　内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

４　契約の相手方の選定方法

⑴　参加者が提出する企画提案書等一式を基に、事前に定めた審査基準（別紙２）により書類審査を行い、最高点を獲得した者を契約の相手方とする。

⑵　契約金額の上限１１，０００，０００円（税込）を超える見積額を提示した者は、獲得点数に関わらず失格とする。

５　企画競争への参加申込み

⑴　企画提案書等一式の提出

企画競争に参加する者は、以下に掲げる資料の提出をもって企画競争への参加を申し込むものとする。

ア　企画提案書

イ　見積書（任意様式。税込み総額及び項目別内訳額も明示すること）

ウ　資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

エ　情報の保護に関する誓約書（別紙３）

オ　以下に掲げる認定を受けている場合は、それぞれの認定に係る「基準適合一般事業主認定通知書」又は「基準適合事業主認定通知書」の写し

㋐　「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の規定に基づく認定（通称「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」）

㋑　「次世代育成支援対策推進法」の規定に基づく認定（通称「くるみん認定」、「プ

ラチナくるみん認定」又は「トライくるみん認定」）
(ｳ) 「青少年の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づく認定（通称「ユースエール認定」）

⑵ 提出期限及び提出場所
ア 提出期限 令和４年１０月２８日（金）正午
（以下のいずれの提出方法であっても上記期限までに必着のこと）
イ 提出先 公正取引委員会事務総局官房参事官
E-mail：jefbtpcm_5480@jftc.go.jp
ウ 提出方法 前記イの E-mail アドレスに、前記⑴の資料を添付して E-mail を送信する方法により提出することを原則とする。
ただし、E-mail による方法が難しい場合には、公正取引委員会（官房参事官）に問い合わせること（問い合わせ先は後記 11⑴参照）。

６ 企画提案書の作成
企画提案書は、仕様書「４ 業務の内容」を履行するために立案した具体的な企画について、次の事項を含めて任意様式で作成すること。
⑴ 会社概要（会社名、代表者役職・氏名、直近事業年度の売上高（３年分)、資本金、常勤従業員数、設立年等）
⑵ 調査・整理の内容（調査・整理を行う事案、文献等の具体的な範囲、取り上げる論点、想定される報告書の構成等）
⑶ 調査・整理の実施体制（業務従事予定者名、業務従事予定者の独占禁止法・競争法といった競争政策に係る業務経験や専門知識、業務従事予定者以外に本件に従事することが可能な従業員数）
⑷ 調査・整理の作業スケジュール
⑸ 直近３年間において、官公庁やその所管法人等が発注する同様の調査・整理事業の受注実績があれば、その概要
⑹ その他、本件事業の履行に当たりアピールすべき事項等

７ 書類審査
審査基準（別紙２）に基づき、採点する。

８ 審査結果の通知
書類審査の結果（契約の相手方の選定結果）については、令和４年１１月１０日（木）【予定】までに電話又は E-mail により個別に通知する。

９ 契約の締結
契約の相手方に選定された者は、契約書案（別紙４）により公正取引委員会との間で速やかに契約を締結するものとする。また、参加申込み時に提出された見積書とは別に、見

積額（契約金額）の内訳書の提出を求めることがある。

10　その他

⑴　本件事業の履行に要する費用の一切を見積額に含めること。

⑵　企画提案書の作成に要する費用は、各参加者の負担とする。

⑶　企画提案書等一式の提出後、原則として、これらの内容を変更することはできない。

⑷　提出された企画提案書等一式は返却しない。なお、これら一式は契約の相手方の選定以外の目的には使用しない。

⑸　契約の相手方から提案された企画内容について、必要に応じて双方協議の上で変更することがある。

⑹　企画提案書の提出をもって、暴力団排除に関する誓約事項（別記）に誓約したものとする。

11　問い合わせ先

⑴　仕様関係

公正取引委員会事務総局官房参事官

電話：０３－３５８１－５４８０

⑵　手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：０３－３５８１－５４７４

別　記

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。）は、下記事項について企画提案書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

⑴　契約の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑵　契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２　暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

３　下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４　暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正取引委員会に報告いたします。

別紙１

仕　様　書

１　件名

海外の競争当局が競争法に違反した者に対して命じた是正措置の内容に関する情報収集事業

２　履行期間

契約締結日から令和５年３月１０日（金）まで

３　本件事業の背景

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為に対して、独占禁止法第７条第１項、同条第２項等[1]の規定により、同違反行為を排除するために必要な措置又は同違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置（是正措置）を命じている。過去の事例においては、違反行為を取りやめること、将来同様の行為を行わないこと、独占禁止法の遵守についての行動指針を作成すること等が主に命じられているが、どのような是正措置を命じるかについては、違反行為の排除のために必要かつ十分な措置であると言えるかどうかという観点から、事案ごとに検討されている。

社会経済が、デジタル化等による急速かつグローバルな変化の渦中にある中、事業者の事業活動も複雑化・多様化しているところ、これら変化に応じて、違反行為を効果的かつ効率的に排除するために、従来の措置とは異なる是正措置を命じる必要のある事例が発生する可能性があるのではないかと考えている。

そのような事例が生じた時のことを考え、公正取引委員会では、あらかじめ諸外国の競争当局がどのような競争法違反行為に対して、どのような是正措置をどのような趣旨で命じているかを把握しておきたいと考えている。

４　業務の内容

⑴　海外の競争当局が競争法に違反した者に対して命じた是正措置の調査

後記アの競争当局が、後記イの違反類型が問題となった事案で違反行為者等に命じた後記ウの是正措置の内容、趣旨（その是正措置を命じることでどのような効果を期待したのか等）等の情報を収集・整理する（最終的な整理方法は後記⑵「一覧表の作成」も参照。）。

調査対象期間は２０１０年頃以降とし、整理に当たって取り扱う事案数は、各競争当局につき、後記イの対象とする違反類型①及び②あわせて最大１０事案程度（少なくとも、①及び②それぞれ３事案）とする（したがって、取り扱われる事案は合計で最大 50 事案程度となる。）。事案の選定に当たっては、是正措置の内容がなるべく重な

[1] 関係する条項は違反行為類型によって異なっており、本調査の対象とする違反行為（４⑴イ）に関するものとしては、第７条（私的独占、不当な取引制限等に対する排除措置）のほかには、第８条（事業者団体の禁止行為に対する排除措置）及び第 20 条（不公正な取引方法に対する排除措置）がある。

らないようにし、将来公正取引委員会が多様な措置を検討する際の参考になるようにする（その観点から、必ずしも１当局につき１０事案とする必要はなく、公正取引委員会にも相談の上、取り上げるべきバリエーションの量に応じて、当局ごとに取り上げる事案数を柔軟に調整することはあり得る。）。

参考とすべき資料は、各競争当局が違反行為者に是正措置を命じるための書面（決定書、命令書等）であるが、これらを分析した二次資料を参考とすることは妨げない。

ア　対象とする競争当局

①　欧州委員会（EU）

②　連邦取引委員会（米国）

③　競争・市場庁（英国）

④　連邦カルテル庁（独国）

⑤　韓国公正取引委員会（韓国）

イ　対象とする違反類型

①　カルテル等の共同行為

②　市場支配的地位の濫用等の単独行為（可能な限りデジタルプラットフォーム等の IT 企業による単独行為を含めること。）

なお、消費者保護規制（例えば、FTC 法５条第ａ項（１）後段）及び企業結合規制に関する違反行為は除く。また、本調査の対象は競争当局が命じる是正措置であるところ、裁判所の判決は除く。

ウ　対象とする是正措置

違反行為の取りやめ、将来の同様の行為の禁止、コンプライアンス体制の整備、競争当局への報告等の非金銭的な措置を対象とし、基本的には制裁金等の金銭的措置は対象外とするが、金銭的措置のうち、被害者や競争者への補償に充当されるようなもの（例えば、ドイツ競争制限禁止法３２条２ａ項（同項が導入される前は同条１項及び２項）に基づく返還命令）は対象とする。

なお、前記アの各競争当局は、違反行為を認定した上で是正措置を命ずる制度に加えて、違反行為の疑いの段階で、相手方との合意により是正措置を行わせる制度（我が国における確約制度に相当する制度）を有しているところ、違反行為を認定した上で行われる是正措置のみでは同措置の内容にバリエーションがない場合には、このような相手方との合意により是正措置を行わせる制度の下での是正措置を調査対象とする。

（関連資料・文献）

・　前記（１）アの競争当局のホームページ等

①　欧州委員会（EU）

ホームページ：https://competition-policy.ec.europa.eu/index_en

事案検索：https://ec.europa.eu/competition/elojade/isef/index.cfm?clea

r=1&policy_area_id=1%2C2%2C3

② 連邦取引委員会（米国）
ホームページ：https://www.ftc.gov/
事案検索：https://www.ftc.gov/legal-library/browse/cases-proceedings

③ 競争・市場庁（英国）
ホームページ：https://www.gov.uk/government/organisations/competition-and-markets-authority
事案検索：https://www.gov.uk/cma-cases

④ 連邦カルテル庁（独国）
ホームページ（英語）：https://www.bundeskartellamt.de/EN/Home/home_node.html;jsessionid=089E9147DB9CDD10801B606808982D71.1_cid381
ホームページ（独語）：https://www.bundeskartellamt.de/DE/Home/home_node.html

⑤ 韓国公正取引委員会（韓国）
ホームページ（英語）：https://www.ftc.go.kr/eng/index.do
ホームページ（韓国語）：https://www.ftc.go.kr/www/index.do

・ 公正取引委員会ホームページ「世界の競争法」
https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/index.html

・ 公正取引委員会ホームページ「海外競争当局の動き」
https://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaiugoki/index.html

⑵ 一覧表の作成

上記⑴に係る調査を踏まえ一覧表（例として別紙参照。ただし、あくまで一例であり形式等はこれに限定するものではない。）を作成する。

⑶ 調査の進捗報告

調査実施期間中、調査の進捗状況を１か月に１回程度、書面等で公正取引委員会へ報告するほか、公正取引委員会が指示する場合は、上記にかかわらず、速やかに報告を行う。

⑷ 想定スケジュール案は以下のとおり。

令和４年１１月	調査設計、調査開始
令和５年３月１０日まで	一覧表の作成、納入

５ 契約金額

契約金額の上限は、１１，０００，０００円（税込）とし、その範囲で前記４の業務を実施すること。

６ 成果物の納入

以下の成果物等を記録した電子媒体※を令和５年３月１０日（金）までに納入すること。

・上記４⑵記載の一覧表

・調査の過程で収集した資料一式

※　納入にはUSBフラッシュドライブ、CD-R又はDVD-Rを請負者にて用意の上、記録すること。

７　所有権、著作権

⑴　本契約に基づく成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって公正取引委員会に移転するものとする。

⑵　本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって公正取引委員会に譲渡されるものとする。また、受注者は、公正取引委員会に対し、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

⑶　成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、受注者は、成果物を引き渡す前に当該著作物を特定し、書面により公正取引委員会に報告すること。

また、受注者は、公正取引委員会が当該著作物を何らの権利及び期間制限を受けることなく無償で利用できるよう、その権利処理の一切を受注者の負担をもって行い、公正取引委員会に対し、当該権利処理の証左となる書面を成果物の引渡し時までに提出すること。

なお、第三者が権利を有する著作物を公正取引委員会が受注者に対し利用するよう指示した場合は、この限りではない。

⑷　受注者は、成果物が第三者の著作物等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証するものとする。

⑸　成果物に係る著作権の譲渡の対価は、本件の契約金額に含まれるものとする。

⑹　受注者は、成果物の一部の利用を希望する場合、書面をもって事前に公正取引委員会の承認を得なければならない。

⑺　本件事業に関し、公正取引委員会又は受注者に第三者との間で著作権等の知的財産権に係る権利侵害の紛争が生じた場合、当該紛争の原因が専ら公正取引委員会の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。

なお、公正取引委員会及び受注者は、当該紛争の事実を知った時は、速やかに相手方に対し通知するものとする。

８　その他

⑴　本仕様書の内容及び解釈等について不明な箇所がある場合、その他特に必要がある場合は、事前に公正取引委員会と十分に協議し、解決した上で本件事業を遂行すること。

⑵　本件業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできないものとする。

ただし、本件業務を適正に履行するために本件業務の一部を第三者に委託し又は請

け負わせる必要がある場合（この場合の委託し又は請け負わせることを以下「再委託」という。）、再委託先の住所、氏名、再委託する業務の内容、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、事前に公正取引委員会の承認を得なければならない。

９　問い合わせ先

公正取引委員会事務総局官房参事官

電話：０３－３５８１－５４８０

以　上

仕様書別紙

番号	国・地域	当局名	案件名	違反行為の類型	違反行為等の概要	是正措置の時期	是正措置の類型	是正措置の内容	是正措置の趣旨	決定書等のURL	備考
1	欧州	欧州委員会	○○	カルテル	○○社、○○社、○○社及び○○社の4社は、○○の購入価格について、競争上有意な購入価格に関する情報を交換することにより、購入価格についてカルテルを行っていた。	○○年○○月○○日	和解（Settlement）	①違反行為を速やかに終結しなければならない（決定書○○頁）。 ②同様の行為を行ってはいけない（決定書○○頁）	①②カルテルが通常秘密裏に行われるものであること、及びこのような違反行為の重大性を考慮すれば、欧州委員会が、決定書の名宛人に対し、違反を終結させる（もし終結させていないのであれば）ことを求め、かつ、同様の目的又は効果を持つ合意、協調行動、又は事業者団体の決定を行わないよう求めることとするのが適当である（決定書パラ○○）。	・・・	
2	欧州	欧州委員会	○○	市場支配的地位の濫用	○○は、自社の○○サイトにおいて、自社の○○サイト「○○」を優先して表示することにより、競合サイトを不利にしたと判定した。	○○年○○月○○日	決定	①決定書の通知から90日以内に違反を効果的に終結させる措置を実施しなければならない（決定書主文第○条（○○ページ））。 ②決定書主文第１条の行為を繰り返してはいけない。また、これと同様の目的又は効果を持つ行為を行ってはいけない（決定書主文第○条（○○ページ））。 ③決定書の通知から60日以内に、この決定を遵守するための措置を欧州委員会に通知しなければならない（決定書主文第○条（○○ページ））。 ④決定書の遵守についての定期的な報告書を欧州委員会に提出しなければならない。最初の報告書は違反を効果的に終結させる日に提出しなければならない。同日後５年間、４か月ごとに、報告書を提出しなければならない（決定書主文第○条（○○ページ））。	①決定書の通知から90日以内に違反を効果的に終結させる措置を実施すべきである。当該90日は、確約に関する議論の中で、○○自身が提案してきた確約の実行期限を踏まえると、十分なものである（決定書○○パラ）。 ②－ ③決定書の通知から60日以内に、是正措置の内容を欧州委員会に通知すべきである。その際、欧州委員会が、違反を効果的に終結することを確保できるかどうかの予備的評価ができるようにするため、十分に理由付けがなされ、かつ、詳細でなければならない（決定書○○パラ）。 ④措置の多様性及び複雑性を考慮し、決定書の遵守についての定期的な報告書を提出すべきである。最初の報告書は違反を効果的に終結させる日に提出すべきである。同日後５年間、４か月ごとに、報告書を提出すべきである（決定書パラ○○）。	・・・	・本件は、当初、確約（規則第９条決定）による処理を模索していたが、正式審査（規則第７条決定のプロセス）に移行したものである。 ・特定の行為又は不当利益の吐き出し（do certain acts or provide certain advantages which have been wrongfully withheld）を命じることができるとする判例は、決定書脚注○○。 ・比例原則（proportionateでなければいけない）の判例は、決定書脚注○○。 ・是正措置が複数考えられる場合、決定書の名宛人が選択する（決定書パラ○○、脚注○○）。

別紙２

審 査 基 準

項　目	審査の主なポイント	配点
①調査・整理の内容	○仕様書記載の業務の内容について提案されているか ○仕様書に示した内容以外の独自の提案がされているか。 ○従来の措置とは異なる措置を命じる必要のある事例が生じた際の措置の検討に当たり、参考となるような内容が提案されているか。	10 点満点
②作業計画の妥当性，効率性	○手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。 ○成果の達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか。	５点満点
③調査・整理業務の経験・能力	○業務従事予定者が、海外の法制度や執行事例に係る調査の業務経験を有しているか。	５点満点
④独占禁止法，競争法関連業務の経験・能力	○業務従事予定者が、独占禁止法・競争法に関する業務経験、専門知識を有しているか。	５点満点
⑤実施体制	○事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。 ○事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか。 ○円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか。	５点満点
⑥見積額の積算等の適切性	○積算内容が妥当なものとなっているか。 ○見積額が提案内容と比べて妥当なものとなっているか。	10 点満点
⑦その他効果的・効率的な提案	○着想点、創造性、独創性等において特に優れていると評価できる点があるか。	10 点満点
⑧ワークライフバランスの推進	○女性活躍推進法に基づく認定を受けているか。 ○次世代法に基づく認定を受けているか。 ○若者雇用促進法に基づく認定を受けているか。	（注）

（注）「ワークライフバランスの推進」の配点

認定の種類　（※１）		配点
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定	プラチナえるぼし	５点
	えるぼし３段階目（※２）	４点
	えるぼし２段階目（※２）	３点
	えるぼし１段階目（※２）	２点
	行動計画（※３）	１点
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定	プラチナくるみん	５点
	くるみん （令和４年４月１日以降の基準）	３点
	くるみん （平成 29 年４月１日～令和４年３月 31 日の基準）	３点
	トライくるみん	３点

	くるみん （平成 29 年３月 31 日までの基準）	２点
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業）		４点

※１　複数の認定を受けている場合は，最も配点が高い区分により加点

※２　労働時間等の働き方に係る基準を満たすことが必要

※３　常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

別紙３

情報の保護に関する誓約書

当社（以下「乙」という。）は、公正取引委員会（以下「甲」という。）が発注する「海外の競争当局が競争法に違反した者に対して命じた是正措置の内容に関する情報収集事業」の実施に際して、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

1　乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された情報その他知り得た情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第２条第２項に規定される「個人情報」を含む。以下「情報」という。）を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。

2　乙は、本契約に係る業務の実施における情報セキュリティ確保のための実施内容及び管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。

3　乙は、本契約に係る業務の実施に当たり、乙若しくはその従業員、再委託先、又はその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。

4　乙は、乙の資本関係・役員等の情報、本契約に係る業務の実施場所、業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を、甲の求めに応じて書面で報告すること。

5　乙は、本契約に係る業務に携わる者の特定及び当該業務に携わる者が実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容を含む情報セキュリティ対策の遵守方法、情報セキュリティ管理体制等に関する事項を、甲の求めに応じて書面で報告すること。また、変更があった場合には、甲の求めに応じて速やかに書面で報告すること。

6　乙は、甲と合意した、情報の受渡し方法や本契約に係る業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。

7　乙は、本件業務の一部を第三者（子会社を含む。）に委託し又は請け負わせる場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けること。

8　乙は、情報を複製する場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けること。

9　乙は、情報の管理につき、定期的に検査を行うこと。また、甲は、必要と認めた場合は、乙の管理体制、実施体制、個人情報の管理状況等について、乙に対し質問し若しくは資料の提供を求め、又は甲の職員に乙の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができること。

10　乙は、業務完了後は、甲の指示に従い、確実に、情報を返却し、又は抹消し、その旨を書面で報告すること。

11　乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供、貸与等された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。

12　乙は、情報の漏えい等の防止のため、適切な措置を採ることとし、情報の漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要に応じて措置を講じること。

13　甲は、乙が正当な理由無くこの契約の全部又は一部を履行しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができること。

14　乙は自己の従業員及び本件業務の遂行に関与する者についても、上記1から12までの事項の遵守を徹底させること。

令和　　年　　月　　日

所　在　地
事 業 者 名
代 表 者 名
担 当 者 名
担当者連絡先

別紙４

契　　約　　書（案）

１　契約件名　海外の競争当局が競争法に違反した者に対して命じた是正措置の内容に関する情報収集事業

２　契約金額　○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税 ○，○○○円）
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第１項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額とする。

３　仕様・規格・数量　仕様書のとおり

４　履行期間　契約締結日から令和５年３月 10 日

５　履行場所　仕様書のとおり

６　契約保証金　全額免除

支出負担行為担当官公正取引委員会事務総局官房総務課会計室長多田修（以下「甲」という。）と株式会社○○代表取締役○○（以下「乙」という。）は、海外の競争当局等の事後評価の分析手法・事例等の整理事業（以下「本件業務」という。）について、下記条項により契約を締結する。

（目的）

第１条　乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書に定めるところに従い本件業務を遂行し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第２条　乙は、本契約により生ずる権利の全部又は一部を、甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第２条第３項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第２条第２項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対し債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

２　乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づき、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権を譲渡し、乙が甲に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条に基づく通知若しくは承諾の依頼又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に

関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第４条第２項に基づく登記を行った場合には、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

一　甲は、乙に対し有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二　丙は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

三　甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、履行場所の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3　第１項ただし書に基づき乙が第三者に債権を譲渡した場合には、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の２の規定に基づき、同令に定めるセンター支出官に対し支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

（再委託の制限）

第３条　乙は、本契約の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、乙は、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合（以下、この場合の委託し又は請け負わせることを「再委託」、第三者を「再受託者」という。）は、あらかじめ再受託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

なお、乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合、又は再受託者が更に委託する場合も同様に、甲の承認を受けなければならない。

2　乙は、本契約の一部を再委託する場合は、再委託した業務に伴う再受託者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

3　乙は、本契約の一部を再委託する場合は、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約を準用し、再受託者と約定するものとする。

（仕様書の疑義）

第４条　乙は、仕様書に疑義があるときは、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

（検査）

第５条　乙は、本件業務を終了するときは、その旨を甲に通知し、甲又は甲の指定する職員の検査を受けるものとする。

２　甲は、前項の検査の結果、本件業務の履行を不合格としたときは、乙に対し、新たに期限を付し本件業務を履行させるものとする。

３　第１項の検査に必要な費用は、全て乙の負担とする。

（代金の支払）

第６条　乙は、前条の検査に合格した後、書面により本件業務の代金の支払を甲に請求するものとする。ただし、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既にした業務の結果のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けるときは、乙は、甲が受ける利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について前条に準じて甲の検査を受け、当該部分について検査に合格しなければならない。

２　甲は、前項による適法な支払請求を受理した日から 30 日以内に、乙の指定口座への振込により代金を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第７条　甲は、その責めに帰すべき事由により、前条第２項に規定する期間内に代金を支払わないときは、支払期日到来の翌日から支払日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき財務大臣が定める率を請求金額に乗じて得た額を、支払遅延利息として乙に支払わなければならない。

　ただし、その額に 100 円未満の端数があるとき、又はその額が 100 円未満であるときは、その端数又はその額を切り捨てるものとする。

（履行期限の延長）

第８条　乙は、その責めに帰することができない事由により、期限までに本件業務を終了することができない場合は、甲に対し遅延の理由及び本件業務の終了見込時期を明らかにした書面により履行期限の延長を申請することができる。

（遅延賠償金）

第９条　乙は、その責めに帰すべき事由により、期限までに本件業務を終了することができない場合は、未終了部分に相当する契約金額に年３パーセントの率を乗

じて得た額を遅延賠償金として甲に支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延賠償金に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延賠償金が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

（危険負担）

第10条　甲乙双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、甲は、反対給付の履行を拒むことができる。

2　甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は自己の債務を免れたことにより利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

3　前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金を支払う義務を免れるものとする。

（契約不適合責任）

第11条　甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを補修する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2　乙は、甲から前項の追完の催告を受けたときは、甲が相当と認める期間内にその措置等を完了しなければならず、その期間内に乙による前項の追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求を行うことができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

四　前各号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

3　甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を受けたときは、乙に対して、第12条に規定する契約の解除及び第14条に規定する損害賠償請

求を行うことができる。

4　甲は、前3項の請求を行うに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に乙に対して不適合の内容について、通知をしなければならない。

（甲の解除権等）

第12条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　乙が契約上の義務に違反したことにより、本契約の目的を達することができなくなったとき。

二　本契約の履行について、乙及び乙の使用人に不正行為があったとき。

2　甲は、次の各号に掲げる事項の一に該当する事由があるときは、本契約の全部を解除することができる。ただし、第二号ないし第四号については、甲は、乙へ催告をすることなく、直ちに本契約の全部を解除することができる。

一　乙が履行期限までに本件業務を終了しなかったとき、又は甲が相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に本件業務を終了しないとき。

二　本契約の全部の履行が不能であるとき、又は乙が全部の履行を拒絶する意思表示を明確にしたとき。

三　本契約の一部の履行が不能、又は本契約の一部の履行を拒絶する意思表示を明確にした場合で、その一部の履行のみでは本契約の目的を達成することができないとき。

四　乙が本契約の履行をせず、甲が催告をしても本契約の目的を達成する見込みがないことが明らかであるとき。

3　甲は、本契約の一部の履行が不能であるとき、又は乙が本契約の一部の履行を拒絶する意思表示を明確にしたときは、乙へ催告することなく、直ちに本契約の一部を解除することができる。

4　乙は、甲がその責めに帰すべき事由により契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行しないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

5　甲及び乙は、第1項ないし第4項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

6　第1項ないし第5項により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

（違約金）

第 13 条　乙は、第 12 条第 1 項ないし第 3 項各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（一部解除の場合は解除部分に相当する金額）の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に対し甲が指定する期日までに支払わなければならない。甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延賠償金に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延賠償金が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

2　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

第 14 条　乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が本契約及び社会通念に照らして、乙の責めに帰すべき事由によるものでない場合は、この限りでない。乙の責めに帰すべき事由により、本契約の成立時点において、既に債務の履行が不能であった場合も同様とする。

2　前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（秘密の保全）

第 15 条　乙は、本契約の内容及びその履行に当たり知り得た情報は、本契約の履行に必要な最小限度の部内者に、必要な最小限度の情報を知らせる場合を除き、他に漏らしてはならない。また、この情報を本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

2　前項の規定は、本契約の終了後も引き続き有効とする。

3　前 2 項の履行に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、乙は、これらの規定に違反したときは、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

（談合等の不正行為による契約の解除）

第 16 条　甲は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、次のア

からウのいずれかに該当するとき。

ア　公正取引委員会が独占禁止法第７条第１項若しくは第２項又は第８条の２第１項若しくは第２項の規定に基づく排除措置命令を行い、確定したとき

イ　公正取引委員会が独占禁止法第７条の２第１項又は第８条の３の規定に基づく課徴金納付命令を行い、確定したとき

ウ　独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の課徴金納付命令を行わない旨の通知があったとき

二　乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号について同じ。）の独占禁止法第 89 条第１項又は第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

三　乙の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

２　乙は、本契約に関し、前項の各号の一に該当するときは、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 17 条　乙は、本契約に関し、前条第１項の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害の額を立証することを要することなく、甲の請求に基づき、契約金額（一部解除の場合は解除部分に相当する金額）の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

２　前項の規定は、本契約の終了後も引き続き有効とする。

３　乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第１項に規定する違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

５　乙は、第１項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期限までに支払わない場合は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額を遅延賠償金として支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延賠償金に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延賠償金が 100 円未満である場合には支払を要

しないものとする。

（属性要件に基づく契約解除）

第18条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人の場合はその者、法人の場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体の場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第19条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をしたときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関し脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第20条　乙は、前2条各号の一に該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたる場合は、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関し個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請契約等に関する契約解除）

第21条　乙は、契約締結後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約を締結し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（属性要件等に基づく損害賠償等）

第22条　甲は、第18条、第19条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害につき何ら賠償し、又は補償することは要しない。

2　乙は、甲が第18条、第19条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

3　乙は、甲が第18条、第19条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、契約金額（一部解除の場合は解除部分に相当する金額）の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

4　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する報告・通報）

第23条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治活動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をしてこれを拒否させ、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（裁判管轄）
第 24 条　本契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

（協議）
第 25 条　本契約に関し疑義を生じたとき、又は本契約書に明記していない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

上記契約の証として、契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を所有する。

令和○年○月○日

甲　　東京都千代田区霞が関一丁目１番１号
支出負担行為担当官
公正取引委員会事務総局官房総務課会計室長　多田　修

乙　　東京都○区○○丁目○番○号
株式会社○○
代表取締役　○○　○○